

いわゆる26業務の派遣で働く（働いていた）皆様へ

「派遣」って、どのように変わるの？と不安に思ったら、ご相談ください！

労働者派遣制度の見直しを理由とした労働契約の期間満了後の更新の拒絶や中途解除等については、違法の可能性があります！

以下の例に該当する方は、「福岡労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口」までご相談ください。

- いわゆる26業務の派遣で働く方で、労働契約の期間満了後の更新の拒絶や中途解除等の不安を抱えている方
- いわゆる26業務の派遣で働いていた方で、労働契約の期間満了後の更新の拒絶や中途解除等により離職した方

福岡労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口の設置について

- 1 平成27年9月30日より設置します。
- 2 開庁時間は、福岡労働局の開庁時間（8:30～17:15）と同じです。
- 3 寄せられた相談に対しては、個々の事情に応じて、相談員が懇切丁寧に対応いたします。

「派遣」って、どのように変わるの？と不安に思ったら、ご相談ください！

福岡労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口

福岡労働局職業安定部 需給調整事業課 092-434-9711

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-11 福岡合同庁舎本館1階



厚生労働省 福岡労働局

LL270930派需03